

瀬戸内フシカット ピーちゃん通信

Vo.32
2022.6月号

山佐フロンティア(株)
金岡事業所 川池 寿人
TEL 086-948-2053
FAX 086-948-0108

一時所得の税金の話

こんにちは！

前回カビについて書いていた矢先に、米松製品の白太部分にカビが生えていました。

幸いにも青いカビのタイプでしたので、ワイヤーブラシを使いこすれば取れるので良かったです。

さて先日、日本ダービーが終了して春のG1が終わりました。私も競馬ファンで少ない小遣いを使って当たったり外れたりして競馬を楽しんでいますが、びっくりするニュースが目に見え込みました。

競馬好き芸人として有名なインスタントジョンソンのじゃいさんが、2020年の12月に6400万円超の馬券を当てたそうですが、昨年秋に国税局の職員が自宅に来て調査されたそうです。

通帳などを資料とされて結局「マンションが買えるくらい」の追徴金の請求が来たとのことでした。私も高額当選時には所得税がかかることは聞いたことがありましたが、それは大間違いでした。

なんと払戻金の合計金額に所得税がかかるようです。

年間50万円以上の払戻金があれば「払戻金-経費-50万円×2分の1」で確定申告しなければならないそうです。

そして恐ろしいことに外れ馬券は原則として経費には認められないという事です。

競馬は控除率と言うのがあり、買い方にもよりますがJRAが約25%を取ったうえで残りを馬券購入者で分けるようになっています。

大抵の馬券購入者は100万円の馬券を買えば75万円の払い戻しを受けるという事になります。

つまり75万円の場だと12.5万円の所得税がかかるという事です。

現実的にはほとんどの人は負けていたり、少額のため国税もスルーしているだけなのです。

先ほど「外れ馬券は原則経費には認められない」と書きましたが、経費に認められたケースがあります。

平成27年に馬券購入ソフトを使って自動的に購入していた男性が約5年間で6億円くらいの利益を上げて追徴課税をされたケースです。

この男性はソフトを使って機械的、継続的に馬券を購入していたのがポイントで、外れ馬券が必要経費と認定されたようです。

一方で独自に予想をして継続的に馬券を購入していて必要経費と認められなかったケースもあるので裁判官によっても判決が異なるようです。

じゃいさんは外れ馬券は経費にならず借金をする羽目になったそうです。

ちなみに競輪や競艇も同様なのでご注意ください。

それではまたでチュン。



ピーちゃんの つぶやき

米松の垂木とフリー板は円安の影響もあり値上げをしまちゅん 辛いでちゅん